

令和 7 年 6 月市議会 教育厚生委員会資料
第 84 号議案 令和 7 年度長崎市一般会計補正予算（第 2 号）

目次

【 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費】

説明書記載頁

1 目 保健衛生総務費

2-1 事故措置費 P2～6 (P12～13)

こ ど も 部

令和 7 年 6 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
12～13	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	2-1	事故措置費	千円 71,999

1 概 要

子宮頸がん予防ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）接種により健康被害が生じたとする2名から、長崎市予防接種事故災害補償要綱（以下「要綱」という。）に基づく障害補償の申請があり、長崎市予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）の審議結果を踏まえ、全国市長会予防接種事故賠償補償保険（以下「全国市長会保険」という。）の保険金支払いが決定したことから、補償金を支払うため補正するもの。

2 事業内容

(1) HPVワクチン

- ア 効果 子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防
- イ 接種対象 小学校6年～高校1年相当の女子
- ウ 経緯 H22. 11. 26 国の接種緊急促進事業として接種開始【任意接種】
H25. 4. 1 予防接種法においてA類疾病の予防接種に位置付け【定期接種】
H25. 6. 14 国が積極的勧奨を差し控え
R 4. 4. 1 国が積極的勧奨を再開、キャッチアップ接種開始

(2) 対象者の状況

	Aさん	Bさん
接 種 時 期	平成24年（任意接種）	平成23年（任意接種）
障 害 の 状 況	障害手帳保有、障害年金受給	障害手帳保有、障害年金受給
補 償 金 額	4,310万円（障害等級1級）	2,889万9千円（障害等級2級）

(参考) 健康被害に係る救済制度

区分	救済措置実施者	内容
定期接種	厚生労働省	医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料
任意接種	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)	医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料
	公益財団法人予防接種リサーチセンター	健康管理支援手当
	長崎市	死亡補償、障害補償

(3) 補償決定の経過

R6. 6月	対象者2名から市に対して要綱に基づく障害補償申請
R6. 9月～ R7. 3月	長崎市予防接種健康被害調査委員会 (※1) で計3回審議 【結果】○2名とも、接種と健康被害の因果関係は否定できない。 ○予防接種法施行令別表2に規定する障害等級 (※2) は、Aさん1級、Bさん2級 ※1 調査委員会 委員5人 (学識経験者、市職員のうち市長が定める職にある者) 担当事務 予防接種による健康被害に関する必要な事項の調査審議 ※2 障害等級 要綱において、補償金額は全国市長会保険の保険金額によると規定している。 全国市長会保険は、予防接種法施行令別表2に規定する障害等級に応じて保険金額を定めている。 そのため、調査委員会において障害等級を審議したもの。
R7. 2月～ R7. 5月	市が全国市長会保険の保険会社に対して、保険適用の審査依頼 【結果】○2名とも保険金支払いの対象と決定 ○保険金額 Aさん 4,310万円 (障害等級1級) Bさん 2,889万9千円 (障害等級2級) ※全国市長会保険 接種による健康被害者に関して市が負担する補償費用に対する保険金

3 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金 ※1	その他 ※2	一般財源
予算現額	11,110	—	8,330		2,780
補正額	71,999	—	—	71,999	—
補正後の額	83,109	—	8,330	71,999	2,780

※1 予防接種事故対策費県費負担（補助）金 補助率3/4

※2 全国市長会予防接種事故賠償補償保険 10/10

（参考）全国市長会保険の保険金額

区分		平成27年度	平成28年度	～	令和6年度
死亡補償保険		4,310.0万円	4,340.0万円		4,670.0万円
障害補償保険	1級	Aさん 4,310.0万円	4,340.0万円		4,670.0万円
	2級	2,869.8万円	Bさん 2,889.9万円		3,109.6万円
	3級	2,190.9万円	2,206.2万円		2,373.9万円

- ・ 保険金は事故発生日（対象者が市に相談をした日）が属する年度の金額が適用
- ・ 障害補償保険の障害等級は予防接種法施行令別表2に規定する障害等級

4 接種から現在までの経緯

Aさん（保護者）	Bさん（保護者）
【H28. 3月】市へ健康被害に関する電話相談 【H30. 5月】市へ全国市長会保険に関する問合せ （市回答）保険請求にあたっては、診断書等のほか PMDAの支給通知があったほうがよい。 【H31. 4月】市へ全国市長会保険の手続について問合せ （市回答）保険認定基準の一つとしてPMDAの支給があるため、その申請を検討されたい。 【R5. 2月】市へ全国市長会保険の手続を早急に行ってほしい旨の要望	【H28. 6月】市へ健康被害に関する電話相談 【H30. 4月】市へ全国市長会保険に関する問合せ （市回答）保険請求にあたっては、診断書等のほか PMDAの支給通知があったほうがよい。 【R3. 10月】市へPMDAの手当が不認定であったとの連絡
【R5. 2月】市が、他都市においてPMDAの支給に関わらず全国市長会保険の適用を受けた事案があることを把握したため、保険会社に改めて確認 （保険会社回答） 保険の判定は、PMDAの支給を基本とするが、必ずしも支給がないと保険適用しないものではない。 【R5. 4～6月】連名で両者から要望があったことから、これまでの経緯及び今後の補償申請に係る手続を説明	
【R6. 6月】市へ補償申請書提出 【R6. 9月～R7. 1月】調査委員会で審議（2回） ・接種と健康被害の因果関係は否定できない。 ・障害等級は1級 【R7. 2月】市が保険会社へ審査依頼 【R7. 5月】保険会社から市へ回答 ・保険金支払いの対象と決定 ・保険金額 4,310万円（障害等級1級）	【R6. 6月】市へ補償申請書提出 【R6. 9月～R7. 3月】調査委員会で審議（3回） ・接種と健康被害の因果関係は否定できない。 ・障害等級は2級 【R7. 3月】市が保険会社へ審査依頼 【R7. 5月】保険会社から市へ回答 ・保険金支払いの対象と決定 ・保険金額 2,889万9千円（障害等級2級）

(参考) 予防接種法施行令 別表 2

等級	障害の状態
1級	- 一 両眼の視力が〇・〇二以下のもの - 二 両上肢の用を全く廃したもの - 三 両下肢の用を全く廃したもの - 四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のも - 五 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも - 六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
2級	- 一 両眼の視力が〇・〇四以下のもの - 二 一眼の視力が〇・〇二以下で、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下のもの - 三 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも - 四 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を廃したもの - 五 一上肢の用を全く廃したもの - 六 一下肢の用を全く廃したもの - 七 体幹の機能に高度の障害を有するもの - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のも - 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
3級	- 一 両眼の視力が〇・一以下のもの - 二 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のも - 三 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を有するもの - 四 一上肢の機能に著しい障害を有するもの - 五 一下肢の機能に著しい障害を有するもの - 六 体幹の機能に著しい障害を有するもの - 七 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のも - 八 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも - 九 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。